

一推桜

- わかざくら -

大和さくらい万葉まつり案内	p2
健康だより	p12 ~ 14
お知らせ (制度・催し・スポーツ)	p18 ~ 25
桜井市 PHOTO ニュース	p27



夏だ、
元気に水遊び!

7

月号

平成26年/2014年

桜井市広報

No. 1241

人は等しい 毎月11日「人権を確かめあう日」

◎開催日 9月6日(土) 午後2時~8時30分

◎場所 金屋河川敷公園 特設会場

気象警報・河川増水等、開催が危険と思われる場合は開催順延します。

今年の万葉まつりは:

川面を照らす灯ろう流し歌垣火送りに、
 おいしい楽しいお店がいっぱいの現代版
 海石榴市、好評の流しそうめんやカヌー
 体験などのお祭り企画が進行中です。

◎出演者募集!

〜古代ロマンに想いを馳せて〜

- ▽「万葉まつり」が発足する当初から、基本テーマとして大切にされてきた「火」「土」「水」。火は大神神社から、土は土舞台から、水は稚桜神社からいただき、まつりの安全な運営と成功を祈願して大切にお祀りされた後、「大和さくらい万葉まつり」はスタートします。また、「土」芸能発祥の地「土舞台」を意味します。古来より芸能は、人々の労働や生活の中の喜びと悲しみ、そして愛を伝えてきました。万葉まつりで、記紀万葉の世界を表現しませんか?
- ▽出演者 団体枠(万葉まつり実行委員会加盟団体、記紀万葉プロジェクト推進協議会)と一般募集枠
- ▽募集期間 7月10日(木)~31日(木) 8月中旬に出演者枠の調整をします。申込者には後日連絡します。(出演枠数に制限があり、希望に添えない場合があります。)
- ▽開催時間帯 午後3時~6時30分 ※予定
- ▽内容 古代情緒に馴染むような演目を中心として企画しています。また、古代服を着ての出演も可能です。

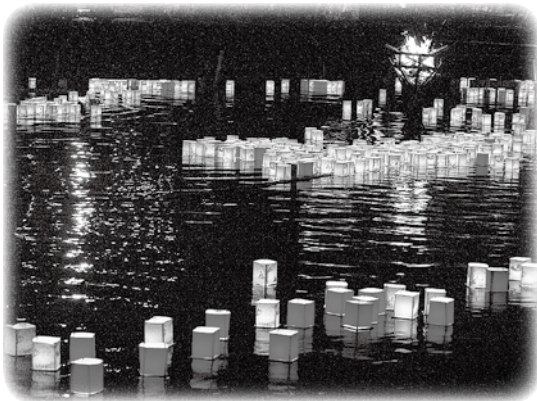
▽申込方法 ハガキまたはFAXで氏名、住所、年齢、性別、電話番号、出演したい内容を記入の上、観光まちづくり課(T633・8585 大字粟殿432・1 FAX42・1747)まで。チーム出演の場合は、チーム名、代表者氏名、男女別人数も記入してください。

◎当日スタッフ大募集中!

まつりをお手伝いしてくれるスタッフを募集中です。新たな出会いや交流、まつりを創っていく情熱、日頃の生活とは一味違う充実感が味わえます。ぜひ参加してください!気軽に実行委員会事務局に問い合わせてください。

▽問い合わせ先 大和さくらい万葉まつり実行委員会(事務局窓口:観光まちづくり課 ☎42・9111 内線342 ホームページ: <http://manyou-fe.jp/>)

【観光まちづくり課】



7月は『社会を明るくする運動』強調月間です

『社会を明るくする運動』はすべての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない社会を築こうとする全国的な運動です。7月は駅頭啓発、講演会、各中学校校区のミニ集会等が開催されます。みんなで、犯罪や非行のない誰もが「いきいき」と生活できる明るい社会を築き上げていきましょう。

みなさん参加しましょう。

◆ミニ集会日程

	開催日時	会場
桜井中学校区	7月4日(金) 午後1時30分~	市立図書館研修室2
大三輪中学校区	7月16日(水) 午後1時30分~	大三輪中学校会議室
桜井東中学校区	7月8日(火) 午後1時30分~	東ふれあいセンター研修室
桜井西中学校区	7月4日(金) 午後1時30分~	粟殿西公民館



◆主催 『社会を明るくする運動』桜井地区推進委員会

▷問い合わせ先 社会福祉課 (☎42 - 9111 内線297)

【社会福祉課】

節電のご協力をお願いします



今夏の関西電力の電力需給は、安定供給に必要最低限とされる供給予備率をкаろうじて確保できる予定です。しかしながらこの夏も、気候の変動等による電力需給の急増や、発電所のトラブルといった不測の事態が起こり、電力需給が逼迫することが考えられます。

この夏につきましても、昨年と同様にできる範囲での節電・省エネにご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

対象	分野	対策
屋外	遮熱・断熱等	窓に空気層のある断熱シートを貼る。(もしくは内窓を設置する) 部屋の外によしず、すだれを設置する。 お風呂の残り湯で朝夕に打ち水をする。
リビング	冷房	扇風機・うちわなどを活用する。 冷房の温度設定を28℃にする。 冷房時にカーテンやブラインドを閉める。 冷房時に家族がいつしょの部屋で過ごす。 エアコンのフィルターを掃除する。(月2回程度) 冷房を使用する時間をできるだけ短くする。 冷房時は部屋のドアやふすまを閉め、冷房範囲を小さくする。
	照明	白熱電球から電球型蛍光灯やLED電球に交換する。 照明を使う時間を可能なかぎり短くする。
	テレビ	テレビを見る時間を少なくする。(つけっぱなしにせず、見る番組を絞るなど) テレビの画面を明るすぎないように調整する。
台所	保温	電気ポットの保温をやめる。
	調理	炊飯ジャーの保温をやめる。
	冷蔵	冷蔵庫を壁から適切な距離をあけ、周りや上に物を置かないようにする。 冷蔵庫の温度設定を強から中にする。 冷蔵庫の中を整理し、開ける時間を短くする。
洗濯	乾燥	衣類乾燥機や洗濯機の乾燥機能を使わない。
その他	待機電力	電気機器は使い終わったらプラグを抜くか電源タップを切り、待機電力を減らす。

無理なく取り組める項目を列挙しておりますが、極度のがまんをせず、継続的に取り組める範囲でのご協力をお願いします。

参考：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

【総務課】

青少年の健やかな成長を願って

～7月は「青少年の非行・被害防止全国強調月間」です～

近年我が国では、少子化や情報化の急速な進展、就業形態の多様化など、家庭や社会における青少年を取り巻く状況が著しく変化してきています。その中で青少年は影響を大きく受け、いじめ問題や社会的自立の遅れなどの問題が、意識や行動に現れてきていると考えられます。

社会全体の願いは、青少年の心身が共に健やかに成長し、社会における役割と責任を自覚した生き方のできる成人となることです。改めて、次代を担う自立した青少年の健全育成に向け、家庭と地域社会が、それぞれの役割と責任を果たすことを再認識し、一体となって努力し合いたいものです。

豊かな心を育てる

- ・居心地のよい家庭をつくりましょう。
- ・「おはよう」「おやすみ」「ありがとう」など、元気にあいさつできる子に育てましょう。
- ・命の大切さ、物の大切さを教えましょう。
- ・家族で何でも話し合える場をつくりましょう。
- ・生活の基本ルールやマナーを日頃から身に付けさせましょう。

家庭のしつけ

- ・ほめ上手、叱り上手、聞き上手になりましょう。
- ・一方的な押しつけはやめましょう。
- ・兄弟や他人を引き合いに出すのはやめましょう。
- ・しつけに一貫性をもちましょう。
- ・「子どもの視点」「子どもの気持ち」で考え、やる気を起こして努力するよう喚起しましょう。
- ・親が手本となる生活をしましょう。

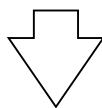
地域の子どもは地域で育てる

- ・大人から先に「あいさつ」をしましょう。
- ・身近なことで相談にのってあげましょう。
- ・事故や犯罪に巻き込まれないように、自分で考え判断できるように導きましょう。
- ・大人が社会のルールやマナーを守り、生き方を示しましょう。

心の叫びをキャッチ —いじめのサインを見つけてください—

- ・口数が少なくなり、元気がなくなる。
- ・衣服が汚れている。けがをして帰ってくる。
- ・持ち物をなくして帰ってくるが増える。
- ・頭痛や腹痛を訴え、学校を休みたがる。
- ・食欲がなくなり部屋に閉じこもりがちになる。

以上のようなことで悩みごとや気づかれたことがあれば、関係機関に相談しましょう



教育相談のご利用を

◆相談内容

子どもの悩みやいじめ、不登校などの問題、家庭での不安や気になること等について、電話相談や来所相談を行っています。

◆相談場所

桜井市青少年センター

(市立中央公民館 1階)

◆相談時間

午前9時～午後5時

(土曜・日曜・祝日は休み)

教育相談電話

☎42-0852

(直通・専用)

○来所相談は、できるだけ事前
に連絡してください。

○相談は無料・秘密厳守です。

【桜井市青少年センター】



児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

【児童扶養手当】

児童扶養手当は、ひとり親家庭等（父または母と生計をともにできない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童の母または父、あるいは父母にかわってその児童を養育している人）に支給されます。ただし、所得制限があります。また、児童が児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所していたり、里親に委託されているとき、および手当を受けようとする人または児童が公的な年金（老齢福祉年金は除く）を受けられるときは、支給されません。

また、平成10年3月31日以前に手当の該当要件が生じた人は、正当な理由がない限り請求できません。

※この場合の児童とは、18歳に達する日以降最初の3月31日までの人をいいます。

※手当支給月は8月・12月・4月です。各月の前月分までの手当を、それぞれ11日（土・日・祝日の場合は、支払日はその前の平日）に支払います。

【特別児童扶養手当】

特別児童扶養手当は、身体や精神に中程度以上の障がいを持つ児童を家庭で養育している父もしくは母、あるいは父母にかわってその児童を養育している人に支給されます。

ただし、所得制限があります。

また、対象児童が児童福祉施設等（通所施設は除く）に入所しているとき、および対象児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けられるときは、支給できません。

※この場合の児童とは20歳未満の人をいいます。

※手当支給月は8月・12月・4月です。各月の前月分までの手当を、それぞれ11日（土・日・祝日の場合は、支払日はその前の平日）に支払います。

詳しくは、児童福祉課（西分庁舎 ☎42・9111 内線281）へ問い合わせてください。

【児童福祉課】



子育て支援事業

「つどいの広場に遊びにきてね。」

つどいの広場は、子育て親子の交流の場・相談の場として開設しています。つどいの広場には、「安心して遊べるね」「今日は何して遊ぼう」と、たくさんのおともと保護者が遊びに来ています。楽しい遊びと出会いがいっぱいあります。

▽場所 桜井西ふれあいセンター分館（大福駅から徒歩5分）

▽利用日 月曜～金曜（土・日・祝日・出張つどいの広場開催日は休み）

▽時間 午前9時～午後3時まで

▽利用料金 月額300円（1回利用の時は100円）

▽対象 0歳～就学前までの子どもとその保護者

▽問い合わせ先 つどいの広場（☎43・9112）



◆児童扶養手当を受給されている方へ

児童扶養手当の額が平成26年4月分から変更になりました。

平成26年8月支給（平成26年4月分～平成26年7月分）の分から支給額が変わります。

《手当月額》

区分	児童1人	児童2人	児童3人
全部支給	41,140円	46,140円	49,140円
	↓	↓	↓
	41,020円	46,020円	49,020円
一部支給	9,710円～41,130円	14,710円～46,130円	17,710円～49,130円
	↓	↓	↓
	9,680円～41,010円	14,680円～46,010円	17,680円～49,010円

※児童が4人以上のときは、1人増えるごとに3,000円加算されます。

【児童福祉課】

母子家庭の母及び父子家庭の父へ

～自立支援と給付～

※どの事業にも受給要件がありますので、詳しくは問い合わせてください。

児童福祉課 (☎42 - 9111 内線281)

自立支援教育訓練

給付金事業

母子家庭の母および父子家庭の父が就職に有利な教育訓練を受講する場合、母子家庭または父子家庭の自立の促進を図るため、その受講に要する費用の一部を給付するものです。

▽対象者 母子家庭の母および父子家庭の父

▽事前相談 申請には、事前相談が必要ですので、受講前に必ず相談してください。

▽対象となる教育訓練講座

雇用保険制度による教育訓練給付の指定教育訓練講座 等

▽支給額 受講のために支払った費用の20%に相当する額(上限10万円、下限4千円)

高等職業訓練促進

給付金等事業

母子家庭の母および父子家庭の父が就職するのに有利で、生活の安定に資する資格の取得を推進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間のうち、一定期間、支給することにより、生活の負担の軽減を図り資格取得を容易にすることを目的とします。

▽対象者 桜井市在住で、2年以

上のカリキュラムを修業することを予定する母子家庭の母および父子家庭の父

▽事前相談 児童福祉課窓口(西分庁舎)で事前相談を随時行います。申請には事前相談が必要です。申請には必ず相談してください。

▽対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等(国家資格)

▷支給期間および支給対象修業期間

【平成25年4月1日以降入学した人】

修業中の全期間(上限2年)

市民税非課税世帯 100,000円 市民税課税世帯 70,500円

【平成24年度に入学した人】

修業中の全期間(上限3年)

市民税非課税世帯 100,000円 市民税課税世帯 70,500円

【平成24年3月31日までに入学した人】

修業中の全期間

市民税非課税世帯 141,000円 市民税課税世帯 70,500円

【児童福祉課】

あつまれ赤ちゃん!

8月の出張つどいの広場

「あかちゃんって あったかいねー」

☆注意 申込みが必要です

8月の出張つどいの広場は、市内の中学生と赤ちゃんとの交流です。中学生のお兄ちゃんお姉ちゃんとベビーマッサージや、ふれあい遊びをする中で赤ちゃんの社会性を育てたり、親子の愛情を深めたりするいい機会です。

赤ちゃんが普段経験できないあたたかな時間を過ごすことができます。ぜひ参加してください。

※今回の出張つどいの広場は、申込みされた人のみとさせていただきます。

※赤ちゃんのお兄ちゃんお姉ちゃんは参加できません。

▷日時 8月19日(火) 午前10時～正午

▷場所 中央公民館3階大会議室

▷対象者 4か月～10か月の赤ちゃんとその保護者

▷人数 先着20組

▷参加費 無料

▷申込受付 7月8日(火) 午前10時から電話で受付

▷申込・問い合わせ先 児童福祉課

(☎42 - 9111 内線296)

ボランティアさん募集

つどいの広場のイベントのときにお子さんと一緒に遊んでくださる人を募集しています。左記の担当者まで連絡してください。

☎43 - 9112 (小野)

【児童福祉課】

平成 26 年度国民健康保険税について

平成 26 年度の国民健康保険税の税率は次の表のとおりです。

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
① 平等割 (1世帯につき)	23,000 円	6,000 円	7,500 円
② 均等割 (1人につき)	24,000 円	8,000 円	8,500 円
③ 所得割	課税標準額 (*1) × 7.20%	課税標準額 (*1) × 1.90%	課税標準額 (*1) × 2.00%
④ 資産割	純固定資産税額 (*2) × 20.0%	純固定資産税額 (*2) × 5.0%	純固定資産税額 (*2) × 4.0%
合計	A	B	C
最高限度額	510,000 円	160,000 円	140,000 円

(*1) 課税標準額
前年中の総所得－基礎控除 (330,000 円)

(*2) 純固定資産税額
当年度の都市計画税を除いた固定資産税額

40 歳以上 65 歳未満の人は医療保険分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の①～④をすべて足したもの (A + B + C)、それ以外の人は、医療保険分・後期高齢者支援金分の①～④をすべて足したもの (A + B) が 1 年間の国民健康保険税となります。

国民健康保険税の納期について

国民健康保険税は基本的に 1 年分を 8 回で納付していただくことになります。

月払いではないので注意してください。納期は下記のとおりです。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
随 2 期			1 期 一括	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	随 1 期

詳しくは、保険医療課保険年金係 (☎ 42 - 9111 内線 521・523) まで問い合わせてください。

【保険医療課】

桜井市国民健康保険 (桜井市国保) にご加入のみなさんへ

頭部MRI・MRA 検査費用助成事業を実施しています！

右記助成条件①～⑤を全て満たす人で検査を希望する人は、下記の医療機関へ直接申し込んでください。

▷実施期間 通年

▷自己負担金 8,280 円 (検査費用 27,780 円相当。国保より 19,500 円補助します。)

※消費税増税に伴い今年度より自己負担および補助額を変更しました。

▷定員 100 名 (先着順)

▷検査内容 問診、頭部MRI・MRA 検査

▷必要なもの 国民健康保険証・認印・自己負担金 (同じ日に特定健康診査を受診するときは受診券)

▷問い合わせ先 保険医療課給付係 (☎ 42 - 9111 内線 526・527)

◆助成条件

- ①平成 26 年 4 月 1 日時点で、40 歳以上の桜井市国保被保険者であること。
 - ②平成 26 年 4 月 1 日時点で、1 年以上桜井市国保の被保険者であること。
 - ③申込時に桜井市国保税の未納 (分納含む) のない世帯の被保険者であること。
 - ④平成 26 年 6 月～平成 27 年 2 月末までに特定健康診査を受診すること。
 - ⑤検査日時点で桜井市国保の被保険者であること。
- ※後期高齢者医療制度などの他保険制度加入者は助成対象外です。

◆助成対象となる医療機関

医療機関名	住所 (電話番号)	申込受付
済生会中和病院	大字阿部 (☎ 43 - 5001)	13 時～16 時 30 分 初診受付へ
山の辺病院	大字草川 (☎ 45 - 1199)	13 時～16 時 30 分 総合受付へ
大和橿原病院	橿原市石川町 (☎ 27 - 1071)	8 時 30 分～16 時 30 分 窓口または電話
のぐちクリニック	大字上之庄 (☎ 47 - 2355)	9 時～12 時 30 分・16 時～19 時 受付窓口へ
グランソール奈良	宇陀市菟田野松井 (☎ 0745 - 84 - 9333)	9 時～16 時 30 分 窓口または電話

【保険医療課】

桜井市国民健康保険 高額療養費について

月の1日から末日までの医療費の自己負担額（保険外治療等を除く）が高額になったとき、申請して認められると限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

申請には病院の領収書が必要です。申請できる期間は医療費を支払った日の翌日から2年間となりますが、確定申告に必要な人は提出をされる前に申請にお越しく下さい。

（※桜井市国保以外の健康保険に加入中の方は、診療月に加入している健康保険に問い合わせてください）

70歳未満の人の自己負担限度額

上位所得世帯(☆)	150,000円+ (総医療費-500,000円) × 1% <83,400円>
住民税課税世帯(☆)	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% <44,400円>
住民税非課税世帯	35,400円 <24,600円>

※上位所得世帯：国保の課税所得が600万円を超える世帯

※21,000円以上のもののみ計算の対象となります。（病院ごとで計算。ただし、入院、外来、歯科はそれぞれ別計算。）

（院外処方を受けられたときは、処方した病院の外来分と薬代を合算できます）

70歳以上の人の自己負担限度額

	外来(個人ごと)	入院+外来(世帯単位)
一定以上所得者(3割負担世帯)	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% <44,400円>
一般所得者(課税世帯)	12,000円	44,400円
住民税非課税世帯	8,000円	II 24,600円
		I 15,000円

※一定以上所得者：世帯で住民税課税所得が145万円以上の70歳以上の人がいるときに該当する場合があります。

非課税II：非課税世帯(I)に該当しない人

非課税I：世帯全員の所得が0円の人

（年金収入がある人がいる世帯は、その人の年金収入が80万円未満であること）

※上記表の< >内の金額は、過去12か月に4回以上自己負担限度額を超えたときの、4回目以降の限度額です。

☆印の区分に該当する人は、自己負担限度額が平成27年1月診療分より変更予定です。自己負担限度額は各世帯の所得の状況や年齢などにより区分の判定をします。☆印の区分に該当する人は平成27年1月診療分より自己負担限度額が変更になる場合があります。上記の表は平成26年12月診療分までの自己負担限度額ですので注意してください。

医療費が高額になりそうな場合は…

あらかじめ国民健康保険に申請し「限度額適用認定証」の交付を受けた場合、ひとつの医療機関での支払いが高額療養費の自己負担限度額までで済みます。

◎限度額適用認定証の交付を受けるには国民健康保険税に未納または分納のないことが条件になります。

（70歳以上の人は、住民税非課税世帯の人のみが交付対象になります）

（申請に必要な持ち物 ○国民健康保険証 ○認印
※別世帯の人が代理で申請される場合は上記持ち物以外に委任状・代理人の本人確認書類が必要です。）

※70歳以上の人は…

高齢受給者証を病院の窓口へ提示することで、ひと月ひとつの医療機関での支払額が限度額を超える場合、『一般所得者または一定以上所得者の限度額』までの負担になります。

ただし、低所得者の世帯の人は事前に申請すると、『低所得者IまたはII』までの負担になります。

毎年8月は『限度額適用認定証』『標準負担額減額認定証』の更新月です

既に交付している認定証の有効期限は一部の人を除き、7月31日になっています。8月以降も認定証が必要な場合は新しい認定証への更新手続きが必要です。

申請受付：平成26年8月1日～

認定証は申請月から適用されます。申請や証の提示が遅れた場合、限度額は適用されません。

※詳しくは、保険医療課給付係（☎42 - 9111 内線526・527）まで問い合わせてください。

【保険医療課】

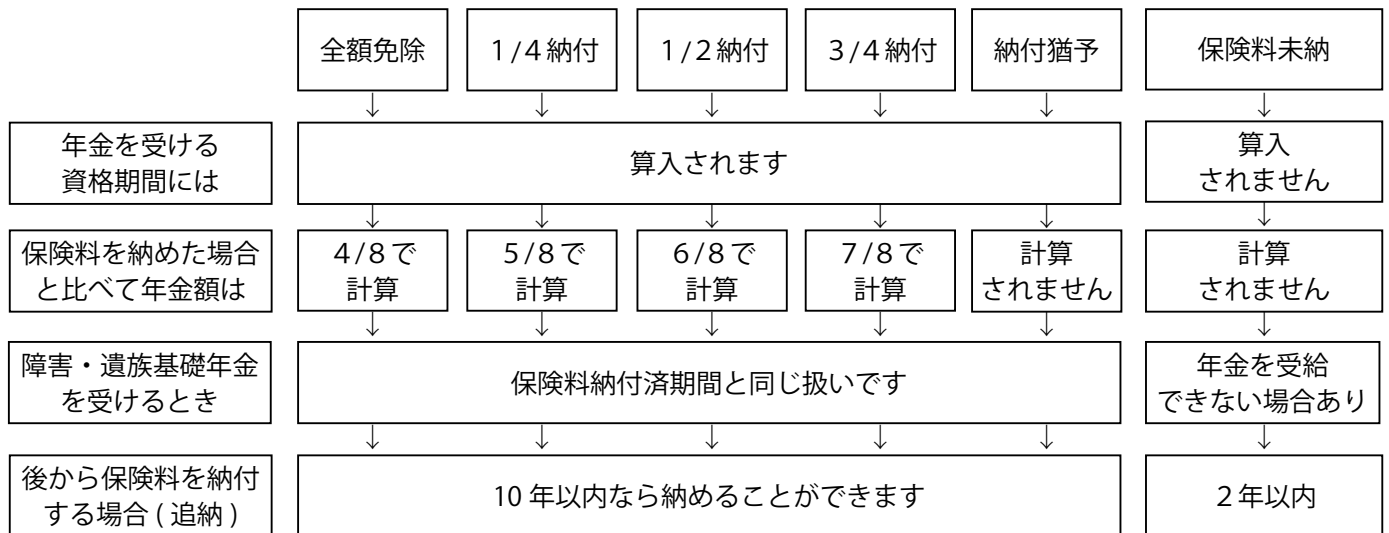
～国民年金からのお知らせ～

保険料免除申請について

国民年金には、経済的な理由等で保険料を納めることが困難な場合に、申請により保険料の納付が免除される制度があります。(本人・配偶者・世帯主の前年所得を基に審査します。)

保険料免除申請は、保険料の全額が免除される「全額免除」と、保険料の一部を納め、残りの保険料が免除される「一部免除」《1/4納付(3/4免除)・半額納付(1/2免除)・3/4納付(1/4免除)》があります。

◆申請して承認されるとその期間は・・・



※《1/4納付》《1/2納付》《3/4納付》の承認を受けた場合、その保険料(納めるべき保険料)を納付しないと、その承認期間は保険料未納期間となりますので注意してください。

※30歳未満の人には、「若年者納付猶予制度」があります。(世帯主の所得審査はありません。)

※平成26年度に、平成16年4月から平成24年3月分の保険料を追納する場合は、経過期間に応じて加算額が上乘せされます。

※平成26年4月から過去2年までさかのぼって免除申請ができます。

◆申請はお早めに！

免除の申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受け取ることができない場合があります。

★前年度に全額免除・納付猶予の承認を受け、継続申請を希望した人は、申請する必要がありません。ただし、次に該当する場合は、全額免除・納付猶予が承認されても毎年免除申請が必要です。

- ・失業等により承認された場合
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けていることにより承認された場合
- ・特別障害給付金を受給していることにより承認された場合

◆申請に必要なもの

- ①年金手帳、印鑑、免除申請者・配偶者・世帯主の前年中の所得を証明するもの(平成26年1月1日現在、住民登録が桜井市にある人で市県民税申告済の人は、所得を証明する書類の添付は必要ありません。)
- ②失業または事業の休止・廃止により免除を申請する場合は、下記のいずれかの書類の添付が必要です。
 - ・「雇用保険受給資格者証」または、「雇用保険被保険者離職票」の写し(離職年月日が平成25年3月31日以降のもの)
 - ・離職者支援資金の貸し付けを受けた場合は、「貸付決定通知書」の写し
 - ・公的機関が証明する書類

◆申請書提出先・問い合わせ先

保険医療課保険年金係 (☎42 - 9111内線528)

【保険医療課】

65歳以上の人(第1号被保険者)の介護保険料

平成26年度の介護保険料について、7月中旬に保険料額や納め方等を記載した決定通知書を送付します。普通徴収の人には併せて納付書等を送付します。

みなさんが納めた介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源となります。

◆介護保険料はいくら？

- 桜井市の平成26年度の介護保険料はつぎのとおりです。
- 本市においてどのくらい介護サービスが利用されるかなどを検討して、円滑な介護給付を実施できるように算出した本市の平成26年度の介護保険料基準額は、51,570円(年額)です。
- 「基準額」は所得段階の「第4段階の2」の額にあたります。
- 保険料は、「基準額」をもとに、所得に応じた負担となるよう、8段階に調整されます。

所得段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階		第5段階	第6段階	第7段階
				1	2			
対象となる人	生活保護を受給している人、又は世帯全員が市民税非課税で高齢福祉年金を受給している人	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	世帯全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	同一世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	同一世帯に市民税課税者がいて、本人が市民税非課税で第4-1段階以外の人	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が190万円未満の人	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	本人が市民税課税者で前年の合計所得金額が400万円以上の人
保険料の調整率	基準額×0.5	基準額×0.5	基準額×0.75	基準額×0.9	基準額	基準額×1.25	基準額×1.5	基準額×1.7
保険料(年額)	25,780円	25,780円	38,680円	46,420円	51,570円	64,470円	77,360円	87,680円

◆どのように納めるの？

個別に納める「普通徴収」と、年金から天引きとなる「特別徴収」があります。

普通徴収	特別徴収
納付書で納める人は、市役所または、取扱金融機関で納めてください。口座振替を契約している人は、指定の口座から年8回に分けて引き落としとなります。	年金が年額18万円以上の方は、年6回偶数月に支払われる年金から天引きとなります。

▷年金の年額が18万円以上でも、つぎの場合は、一時的に普通徴収になります。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で他の市町村から転入した
- 年金を担保に借入をした
- 年金統合等により、年金番号が変わった
- 年度の途中で保険料の額が変わった
- 現況届の出し忘れ等により、定期支払時に年金を受け取ることが1回でもできなかった



◆介護保険料を納めないとならぬの？

特別な事情がないのに、保険料を滞納し、納付相談などに応じられない場合は、介護サービス利用時に、未納期間に応じて保険給付が一時差し止めになったり、利用者負担が1割から3割になったりする給付制限措置を受けることになります。

介護保険料は、必ず納めてください。

▷問い合わせ先 高齢福祉課介護保険係 (☎42 - 9111 内線286・287)

【高齢福祉課】

後期高齢者医療制度の保険料について

7月中旬に被保険者のみなさんに平成26年度の保険料額と納付方法についてお知らせが届きます。

みなさんが納める保険料は、後期高齢者医療制度を支える大切な財源となります。

●保険料額について

平成26年度の保険料額は平成25年中の所得をもとに7月に確定します。(すでに年金から天引きされている人の保険料は平成24年中の所得をもとにした仮徴収額です。今回、平成25年中の所得により算定した結果、保険料の増減や、還付が発生する場合があります。)

●納付方法について

保険料は、通常年金から天引き(特別徴収)されることとなりますが、一部納付書等で納めていただく場合もあります。(年金を受給されていない人や一定の条件に該当する人。)

一人ひとりの納付方法について詳しくは、7月中旬に届くお知らせで確認してください。

●納付方法の変更について

特別徴収(年金天引)の人で、口座振替での納付を希望する人は、保険証・預金通帳・通帳の届け印を持参のうえ、市内に本・支店のある金融機関(市内の金融機関には口座振替の依頼用紙が備えつけられています)で口座振替の手続きをしてください。その後、口座振替依頼書の本人控えを、必ず保険医療課医療系の窓口へ提出し、納付方法変更を申し出てください。

《口座振替への変更に関する注意点》

- 口座からのお支払いへ変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます。これにより、所得税や住民税が減額となる場合がありますので、ご注意ください。
 - 特別徴収(年金からの天引き)を希望する場合は、納付方法変更の手続きは不要です。普通徴収(納付書で保険料を納付)の人で、口座振替を希望する人は、保険証・預金通帳・通帳の届け印を持参のうえ、市内に本・支店のある金融機関へ申込んでください。
- ▷問い合わせ先 保険医療課医療係 (☎42 - 9111 内線 522・524) 【保険医療課】

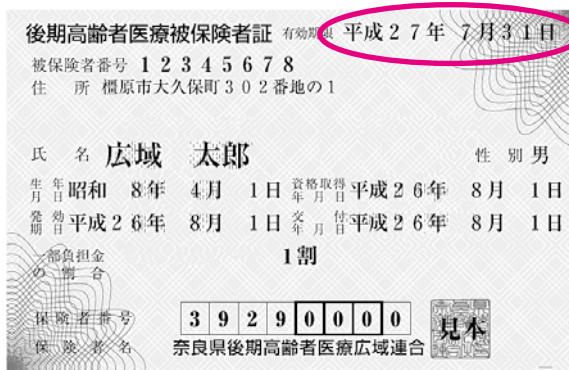
後期高齢者医療制度の被保険者証が更新されます

平成26年8月1日から使用していただく新しい被保険者証を、7月19日(土)～7月27日(日)のあいだに、順次、簡易書留にて送付します。(郵便局の配達員が何度か訪問しますが、配達完了しない場合は、7月27日(日)に不在連絡が投函されます。)

新しい被保険者証は、右上にある有効期限が「平成27年7月31日」となっています。8月1日以降に医療機関にかかる時は、必ず新しい被保険者証を提示してください。

なお、有効期限の切れた被保険者証は、保険医療課医療系の窓口へ返却するか、ハサミを入れるなどして厳重に処分してください。

▷問い合わせ先 保険医療課医療係 (☎42 - 9111 内線 522・524) 【保険医療課】



【清掃公社】

☎45 - 2005



◆手数料口座振替のお願い
いし尿くみ取り家庭の「一般廃棄物処理手数料(ふん尿)」の支払いは、便利な口座振替をご利用ください。
詳しくは市内の金融機関又は清掃公社まで問い合わせてください。

清掃公社からの
浄化槽清掃について
お知らせ
「浄化槽法」では、1年に1回清掃することが義務づけられています。浄化槽を清掃しないと、河川の汚染や浄化槽の故障(詰まり)の原因になりますので、1年に1回清掃を実施してください。申込は清掃公社まで連絡してください。

健康だより

※お問い合わせは健康推進課
(保健会館 ☎45-3443)へ

番号のおかけ間違いのないようにご注意ください。



8

月の保健事業

乳幼児対象事業(妊婦・乳幼児と保護者対象)

乳幼児健康診査 (対象者には個人通知します)					
事業名	対象者	日時 (受付時間)	場所	内容	持ち物
4か月児 健康診査	平成26年4月1日～ 4月15日生まれ	8月18日(月) 13:00～14:00	保 健 会 館	身体計測・問診・診察(内 科)・離乳食の話・育児 相談	母子健康手帳・乳幼 児健康管理票・問診 票・バスタオル
	平成26年4月16日～ 4月30日生まれ	8月28日(木) 13:00～14:00			
10か月児 健康診査	平成25年10月1日～ 10月15日生まれ	8月19日(火) 13:00～14:00		身体計測・問診・診察(内 科)・育児相談・歯科相談・ 栄養相談	母子健康手帳・問診 票・バスタオル
	平成25年10月16日 ～10月31日生まれ	8月29日(金) 13:00～14:00			
1歳6か月児 健康診査	平成25年1月1日～ 1月15日生まれ	8月7日(木) 13:00～14:00		身体計測・問診・診察(内 科・歯科)・育児相談・ 歯科相談・栄養相談・発 達相談	母子健康手帳・健康 診査票・歯科診査票
	平成25年1月16日～ 1月31日生まれ	8月8日(金) 13:00～14:00			
2歳6か月児 歯科健康診査	平成24年1月生まれ	8月7日(木) 9:00～10:00	問診・診察(歯科)・歯 科相談・育児相談 ※保護者の歯科健診も実 施しています。	母子健康手帳・歯科 診査票(子ども用・ 保護者用)・質問票・ ハブラシ・タオル	
3歳6か月児 健康診査	平成23年1月1日～ 1月15日生まれ	8月20日(水) 13:00～14:00	尿検査・身体計測・問診・ 診察(内科・歯科)・育児 相談・歯科相談・栄養相 談・発達相談	母子健康手帳・健康 診査票・アンケート 票・当日朝一番の尿	
	平成23年1月16日～ 1月31日生まれ	8月21日(木) 13:00～14:00			

相談・教室						
事業名	対象者	日時	場所	内容	持ち物	申込
すくすく相談 (乳幼児 健康相談)	主に生後9か月未 満の乳児	8月19日(火) 9:30～10:00 ▲	保 健 会 館	身体計測・育児相談・栄 養相談	母子健康手帳・ バスタオル	不 要
	主に生後9か月～ 1歳7か月未満の乳 幼児	8月26日(火) 9:30～10:00 ▲				
もぐもぐ教室 (離乳食教室) ◆	生後5か月～8か 月未満の乳児の保 護者	8月22日(金) 13:30～15:00 ◎	公 民 館 中 央	離乳食の話・実演・試食 ※対象児に限り託児あり (託児定員 12名)	母子健康手帳・ 筆記用具	要
パピママ教室 ◆	第1子目の妊娠6 か月～9か月未満 の妊婦とその家族	8月23日(土) 9:30～12:00 ◎	保 健 会 館	赤ちゃん人形で沐浴やオ ムツ交換・抱っこ体験等 妊婦体験(希望者)	母子健康手帳・ 筆記用具	(15 組)要

▲…受付時間 ◎…実施時間 ◆…〈要申込〉の事業は電話で健康推進課(☎45-3443)まで。

予防接種のお知らせ

対象者には、4月に個人通知していますが、接種がまだの人は早めに受けましょう。

◆二種混合（ジフテリア・破傷風）第2期

▽対象者 小学6年生（平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ）

※乳幼児期に三種混合または二種混合予防接種の基礎免疫が完了している児童。

▽料金 無料

※接種料金は市が負担（約6,000円）しますが、期間を過ぎると有料になります。

◆麻しん風しん混合（MR）ワクチン第2期

▽対象者 来年少学校に入学する人（平成20年4月2日～平成21年4月1日生まれ）

▽料金 無料

※接種料金は市が負担（約10,000円）しますが、期間を過ぎると有料になります。

◆共通

▽期間 平成27年3月31日まで（期間中1回）

▽持参品 母子健康手帳・予防票（押印）

※事前に医療機関へ予約をしてください。

※市外の医療機関で接種を希望される場合は、接種前に健康推進課で手続きが必要です。手続きには母子健康手帳・予防票・印鑑を持参してください。

▽問い合わせ先 健康推進課
（☎45-3443）

3種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）ワクチンの製造販売中止について

3種混合ワクチンの製造販売業者より、4種混合ワクチン（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）の供給量が確保できていることから、今後、3種混合ワクチンの製造は行わず、順次販売を中止していくとの連絡がありました。（1社は製造・販売を継続し、3種混合ワクチンが必要な子どもに対応できるようにすること。）

3種混合ワクチンと不活化ポリオワクチンの接種をされている人は、母子健康手帳で接種回数を確認し、接種が完了していない人は、早めに接種を行いましう。

▽持参品 母子健康手帳・予防票（押印）

※事前に医療機関へ予約をしてください。

※市外の医療機関で接種を希望される場合は、接種前に健康推進課で手続きが必要です。手続きには母子健康手帳・予防票・印鑑を持参してください。

▽問い合わせ先 健康推進課
（☎45-3443）

健康カレンダー 訂正のお知らせ

「桜井市2014年度健康カレンダー」について、次のとおり訂正箇所があります。

★各種健（検）診・予防接種実施医療機関一覧（6ページ）の桜井病院 肝炎ウイルス検診・前立腺がん検診・大腸がん検診・70歳以上肺炎球菌：●を追加。

★桜井市休日応急診療所詳細（7ページ）の受付時間変更。

・午前の部 午前10時～午後4時

・午後の部 午後6時～11時（受付終了時間がなくなり、診療時間の終わりまで受付しています。）

申し訳ありませんが、お手持ちの健康カレンダーの訂正をお願いします。

◎検（健）診をうけましょう！◎

事業名	対象者	日時（受付時間）	場所	内容	料金	申込
胃がん・肺がんセット検診	35歳以上の市民	8月4日（月） 9:00～11:20	市役所	胃がん検診： バリウムを飲んで胃部のレントゲン撮影	900円	要 （定員15名）
		8月11日（月） 9:00～11:20				
		8月18日（月） 9:00～11:20		肺がん検診： 胸部のレントゲン撮影と痰の検査（必要な人のみ）	無料 （ただし、痰の検査が必要な場合は300円）	

※申込みは電話で医療センター（☎45-2505）、または健康推進課（☎45-3443）まで（定員になり次第締め切りになります）。妊娠中又は妊娠の可能性のある人、授乳中の人は検診を受けることができません。胃腸疾患の治療中の人はかかりつけの医療機関で受診してください。

第22回奈良県高齢者
い歯のコンクール募集
について

▽応募資格 70歳以上で歯の健康な人（若干の欠損歯、かぶせ等可）。第19回、20回、21回の最優秀の人は除く。
▽応募方法 官製ハガキに郵便番号、住所、氏名（ふりがな）、電話番号、生年月日、性別、年齢を明記し、奈良県歯科医師会・高齢者いい歯コンクール係（〒630

8002奈良市二条町2丁目9・2）まで。
▽応募期限 8月31日（日）
▽審査および表彰
・日時 10月2日（木）正午～午後4時30分
・場所 奈良市二条町2丁目9・2奈良県歯科医師会館
※8020達成者には認定証が授与され、最優秀者には後日、知事より賞状が授与されます。
※昼食は済ませてから参加してください。

▽主催 一般社団法人奈良県歯科医師会
▽共催 奈良県
▽後援 一般財団法人奈良県老人クラブ連合会、公益財団法人8020推進財団
▽問い合わせ先 奈良県歯科医師会（☎0742-330861）

健康相談

「健診結果が気になる」「生活習慣を見直したいが、具体的に何をしたらいいの？」等、生活習慣病に関する相談を受付けています。また、生活改善をしないといけないのは分かっているけど実行ができない人に対しても、実行に向けてのお手伝いをします。必ず電話で申込んでください。

要予約

▽日時 8月25日（月）午前9時30分～11時
▽場所 市役所3階第1会議室
▽内容 保健師・管理栄養士の健康相談、*身長・体重測定、*体脂肪測定、*尿検査
☆は必要な人のみ実施
▽持ち物 健康手帳、検査結果等、健康状態がわかるもので必要と思われるものをご持参ください。
▽料金 無料
▽申込・問い合わせ先 健康推進課（☎45-3443）

親子すこやかクッキング教室



～食生活改善推進員と一緒に
食事について楽しく学びましょう！～

▷対象者 小学生とその保護者
▷日時 8月27日（水）午前10時～午後1時
▷場所 中央公民館 調理実習室
▷定員 12組
▷料金 1組500円
（子ども2人目から1人につき100円追加）
▷申込方法 8月22日（金）までに電話で健康推進課（☎45-3443）へ申込んでください。



効率的なごみ収集のためお願い！

家庭から出るごみは、ステーション方式（一定の戸数、区域ごとに集積場所を設けること）で収集し、集積場所を出来る限り少なくするのが効率的です。そのためには先ず、ごみカレンダーで確認し、決められた日の決められた時間（午前8時30分）までに、決められた場所に出すルールを守っていただくことが必要です。

決められた場所というのは、区長及び総代等の申し出により、環境部と協議して決めています。（集積場所のわからない場合は区長及び総代に確認してください。）

収集車が安全かつ効率的に運行できるように、市民のみなさんのなお一層のご協力をお願いします。

▷問い合わせ先 環境部業務課
（☎45-2001）

【環境部】

燃やせるごみ及び資源物の特別収集について

7月21日（月・祝）は海の日ですが、平常どおり月・木曜コースの燃やせるごみ及び火・金曜コースの資源物を収集しますので、クリーンカレンダーで確認してください。

▷問い合わせ先 環境部業務課（☎45-2001）

※ハッピーマンデー制度とは、日本において国民の祝日の一部を従来の日付から特定の月曜日に移動させる制度をいいます。

【環境部】

家庭及び事業所ごみ（一般廃棄物）の搬入受付について

搬入受付期日	受付時間
7月12日（土）	8：40～11：30
7月26日（土）	8：40～11：30
8月 9日（土）	8：40～11：30
8月23日（土）	8：40～11：30
9月13日（土）	8：40～11：30
9月27日（土）	8：40～11：30

※次回のお知らせは、10月号です。

ひみこちゃん
記紀万葉の地を訪れる - その2 -

今回は、市民目線で「桜井のとおき」を選んだ「大和さくらい100選」の中から、桜井市穴師にある「相撲神社」に行ってきたでえ〜。



ココ!



地元のみなさんが神社内に土俵をきれいに作ってくれたよ!

相撲神社は、約2000年前に野見宿禰のみのすくねと当麻蹶速たいまのけはやが相撲をとったとされている国技発祥の地やねんて。『日本書紀』には、相撲の勝負をして、野見宿禰が当麻蹶速に勝ったと書かれていて、この神社は「勝利の地」とされているよ。

野見宿禰の雄姿を刻んだ「勝利の聖」の碑が平成25年7月に地元のみなさんによって建てられたよ! すごくかっこいいなあ。



観光まちづくり課の前でうちに会えるよ〜!



公式ホームページ
「ひみこちゃんのページ」
<http://www.city.sakurai.nara.jp/himiko/index.html>
桜井市役所 観光まちづくり課
(☎ 42 - 9111 内線 348)
E-mail : kanko@city.sakurai.nara.jp

twitter @himiko__chan

【観光まちづくり課】

スズメバチにご注意ください！

スズメバチには、通常巣を触ったり近づいたりしなければ襲われることはありません。また、毛虫などの害虫を食べ、私達の生活にも役立つています。ただし夏から秋は活動も盛んになる季節です。巣も大きくなり、ハチの数も増え、警戒心が強くなります。人が巣の近くを通った際、巣に振動が伝わり、興奮して攻撃してくることもありますので注意してください。

◆どんなところに巣を作るの？

種類によって巣を作る場所は異なりますが、生垣や軒下、天井裏などに多くみられ、山の中では土手や木の洞などにも営巣します。

◆巣の特徴は？

種類によって多少異なりますが、マール模様で下側に小さい出入口が1か所あるものが典型的です。

◆巣の駆除は？

市では行っていませんので、土地家屋の所有者か管理者が自らの責任で行ってください。自ら駆除することが難しい場合は、専門業者(有料)に依頼してください。

◆刺されないポイント

- ① 巣に刺激を与えない。
- ② 黒い色は避ける。
- ※香水や整髪料などの匂いにも敏感で、黒い物と同じ反応を示すので注意してください。

♡注意ください♡

ハチの巣やへびなどの駆除依頼が、市役所に多く寄せられています。宅地内は個人の責任において管理していただく事になりますので、ゴキブリなどの害虫と同様に、個人での対応をお願いします。また、野良猫等の捕獲行為は、動物虐待に該当するおそれがあるため市役所での対応はできませんのでご了承ください。

【市民協働課】

③ ハチを振り払わない

飛んできたハチを手で振り払うと、ハチは攻撃されたと判断し反撃体制に入ります。巣から離れた場所では何もしないかぎり襲うことはないのですが、むやみに振り払おうとしないので飛び去るまでじっとすることが大切です。

④ 姿勢を低くする

姿勢を低くするとハチが人間を見失い飛び去ることが多いですが、巣の近くで黒い物を身につけている場合は、かむ動きをされるとさされる危険があるため、できるだけ巣の遠くに逃げてください。



福祉医療の申請はお済みですか？

福祉医療費助成制度にかかる受給資格証の有効期限は7月末日で一旦満了します

次の福祉医療制度の受給対象者に、平成26年度分(有効期間：平成26年8月1日～平成27年7月31日)の受給資格証交付申請書を6月に送付していただきます。まだ手続きをしていない人は、お早めに済ませてください。

また、申請書が届いていない人でも、受給対象に該当されると思われる人は、保険医療課医療係まで問い合わせてください。

◆重度心身障害者医療費助成制度

＜対象者＞
身体障害者手帳1・2級または療育手帳A1、A2を持っている人
※後期高齢者医療制度に加入されている人は除きます。

◆ひとり親家庭等医療費助成制度

※所得による受給制限があります。

▽問い合わせ先 保険医療課 医療係 ☎ 42・9111 内線 522・524

＜対象者＞

【保険医療課】



◆乳幼児・小児等医療費助成制度

更新手続きは不要です。ただし、平成26年度の課税証明書、または非課税証明書の提出をお願いします。場合があります。

① 配偶者のいない女子または男子で、現に18歳未満の児童を養育している人およびその児童
② 父母のいない18歳未満の児童およびその児童を養育している配偶者のいない女子または男子、婚姻をしたことがない女子または男子
※所得による受給制限があります。
※児童が児童福祉施設に入所している人や、児童を里親に委託している人は対象となりません。

図書館からのお知らせ

●調べる学習

自分の決めたテーマについて、図書館の資料を使って調べます。調べた内容をまとめ9月上旬に図書館・教育委員会が審査を行います。優秀作品には賞状と賞品を授与します。

▷対象者 市内の小学校に通う1～6年生
※8月2日(土)・9日(土)・16日(土) 午前10時30分から11時30分までの3日間は図書館職員と一緒に調べのお手伝いをします。

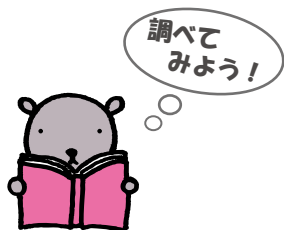
～お手伝い内容～

- ①テーマを決める
- ②図書館の資料を探す
- ③テーマをまとめる など

▷定員 20名

▷持ち物 筆記用具

▷申込方法 図書館カウンターで7月2日(水)から27日(日)までに申し込んでください。



●図書館の仕事を体験してみよう!

～「子ども1日図書館員」募集～

▷体験日 8月3日(日)

午前9時～午後3時(昼食1時間)

▷体験内容 本の貸出や返却、図書整理作業など

▷対象者 市内の小学校に通う5、6年生

▷定員 4人(応募多数の場合は抽選)

※参加が決定した人には、詳細事項を保護者宛に送付します。

▷申込方法 図書館カウンターで申し込んでください。

▷募集期間 7月2日(水)～9日(水)

●からくりおもちゃ手作り教室

～「はしごくんだり」を作ろう!～

▷日時 8月9日(土)

午後1時30分～3時30分

▷講師 奈良町からくりおもちゃ館職員

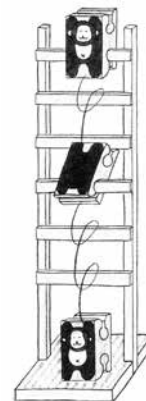
▷対象者 小・中学生(小学校1～3年生は保護者の付き添いが必要)

▷定員 25名

▷材料費 700円(教室当日に集めます)

▷持ち物 筆記用具・定規(30cm程度)・カッターナイフ・彩色道具(マジック・クレヨンなど)

▷申込方法 往復ハガキまたはメールで、桜井市立図書館(〒633-0051 大字河西31番地・Eメール tosyokan.sakura@office.eonet.ne.jp)へ申し込んでください。図書館カウンターでも受付けています。



●ブックラリー

～みんなで「うさぎさん」を作ろう～

8月1日(金)から31日(日)までの期間、みなさんに「どくしょのきろく」をお渡しします。児童書コーナーの中から、読んだ本の冊数を合計して、エントランスに飾ってある「うさぎさん」ができていきます。



おはなし会の案内(当日参加)

『桜井おはなしの会』や『こども読未知』、職員によるおはなし会を開催しています。

月	日	対象	時間	内容	場所
7	5日(土)	こども(小学生から)	午後3時～3時30分	おはなしや絵本の読み聞かせなど	おはなしのへや
	12日(土)	こども(3歳～6歳)			
	19日(土)	どなたでも			
	26日(土)	こども(2歳まで)	午後3時～3時15分	絵本の読み聞かせなど	

※大人も入場できます

●新しい本の情報については、図書館内の配布資料やホームページでも見るができます。

☆お願い 次に読みたい人が待っている場合もありますので、本の返却期限は必ず守ってください。

期限を過ぎてもご返却がない場合、貸出停止になることがあります。

みなさんのご理解とご協力をお願いします。

◎今月の休館日は、**毎週火曜日と第2金曜日(11日)**です。

【図書館 ☎ 44 - 2600 ホームページアドレス <http://www.library.sakurai.nara.jp>】

お知らせ

制度・行政情報・相談・募集・
催し・講座・教室・スポーツなど

制度・行政情報



「資産等報告書」の閲覧

政治倫理の確立のため桜井市長の資産等の公開に関する条例、および桜井市長の資産等の公開に関する規則に基づき、7月1日（火）から「資産等報告書」等の閲覧を実施します。

▽閲覧受付場所

秘書課（市役所3階）

【秘書課】

有害野生獣被害に対する防護柵補助制度の案内

イノシシ・シカによる農作物被害抑制のため、農業者による防護柵設置費を支援する補助事業を次の内容にて実施しますので、詳しくは問い合わせてください。

▽補助対象事業

・電気柵、トタン、メッシュフェンス等の防護柵の設置

に係る材料費。

・原則として3戸以上の受益者がまとまって設置する場合に限る。ただし、地形上等の理由により3戸以上の受益者のまとまりが困難な場合は2戸以下での設置でも対象とする。

▽補助率 材料費×6/10

ただし、構成員数で案分して1戸当たり補助金交付額25,000円を上限とする。

※要望額の合計が予算を超えた場合は、調整することになり補助金額が要望額より少なくなることがありますのでご了承ください。

▽問い合わせ先 農林課 ☎42・9111内線344

【農林課】

献血のご協力を お願いします

▽場所 桜井南小学校

（大字浅古21番地）

▽日時 7月9日（水）午前

9時30分～午後1時、午後

2時～3時30分

※当日、献血協力者にはハローキティ×けんけつ

ちゃん近畿限定コロナ携帯

マスクトを進呈します。

▽問い合わせ先 県赤十字血液センター ☎0743・

56・6100

障がい者（児）の市民プール無料利用について

▽目的 障がい者（児）の社会参加の促進と健康増進ならびに健常者とのふれあいを目的とする。

▽対象者

①市内在住、または在勤者で、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳所持者。（介護者2名を含む）

②遊泳のできる健康状態にある人。（ただし、失禁状態でない人）

この制度を利用する場合は、それぞれの手帳をプール受付で提示し、係員の確認を受けてください。また、介護を要する人が利用する場合には、必ず介護者が同伴し責任を持って安全管理等を行ってください。

【社会福祉課】

けいさつコーナー

○自転車・オートバイなどの乗り物盗に注意!!

夏休みになり、子どもたちの活動範囲が広がると、自転車等が盗難被害に遭いやすい状態となります。自転車の場合、盗まれるケースの大半は『施錠忘れ』によるものです。自転車やオートバイを停める時は、付属の鍵を確実にかけてください。また、お子さんにも鍵かけを忘れないうように注意してあげてください。

丈夫なワイヤー錠やU字ロックなどの補助錠をかけて『ツーロック』にしていると、より一層盗難被害に遭いにくくなります。

○水難事故にご用心

夏場は、子どもたちにとって水遊びなどの機会が増えがちですが、ため池や河川敷は、足をすべらせて事故となる危険がひそんでいます。また整備されている河川敷でも、急な大雨で河川の水が増水し事故に遭うこともあります。水難事故に遭わないためにも、危険な場所で水遊びをしている子どもたちを見かけたら注意するなど、気をつけてあげてください。

万が一、事故や被害に遭った時や目撃した時は、『110番または桜井警察署 ☎46・0110』まで連絡をお願いします。



【桜井警察署 ☎46・0110】

奈良県広域消防組合競争
入札参加資格申請の受付

奈良県広域消防組合が発注する物品調達および役務提供業務の契約に関する競争入札に参加するためには、申請が必要で

▽対象業種
・物品調達（登録品目は要領の物品種目別一覧により確認してください。）
・役務提供等（登録業種は要領の役務業種別一覧により確認してください。）

▽有効期間
平成29年3月31日まで
▽申請受付期間
平成27年1月30日まで随時。（土日祝日および12月29日から1月2日までを除く平日の午前9時から正午・午後1時から5時。持参または郵送に

7月1日は平成26年経済センサス基礎調査・商業統計調査の基準日です。

この調査は全国すべての事業所・企業が調査対象です。大変お忙しい中、ご協力ありがとうございます。調査した結果を統計法に規定された目的以外に使用することは法律で禁止されていますのでご安心ください。

国から任命された調査員が再度、調査票の回収にお伺いします。よろしくお願ひします。

【商工振興課】

総務省・経済産業省
・奈良県・桜井市

て提出してください。）

▽要領・申請書類等
奈良県広域消防組合ホームページ（http://www.naraksk119.jp）から「平成26年度奈良県広域消防組合物品調達・役務提供等競争入札参加資格審査申請要領」をダウンロードしてください。

奈良県広域消防組合消防本部施設管理課でも配布しています。

▽申請・問い合わせ先
奈良県広域消防組合消防本部総務部施設管理課契約係（〒634-0816 橿原市慈明寺町149-3 ☎26-0119）

花火の正しい使い方

夏になり、子どもたちが花火遊びをしているのをよく見

- かけます。しかし、家庭で手軽に楽しめる花火も正しく取り扱わないと火災になったり、火傷をしたりするなどの事故につながります。当消防署管内では、昨年度におもちゃ花火による火災も発生しています。たかがおもちゃ花火と思わず、夏の夜の風物詩である花火を安全に楽しむため、必ず次のことに注意しましょう。
 - ◆燃えやすいものが無い安全な場所（アスファルトやコンクリート面）でしましょう。
 - ◆風が強く乾燥した日などにはしないようにしましょう。
 - ◆子どもだけで花火をしないようにしましょう。
 - ◆花火をほぐしたり、束ねて点火したりするのは止めましょう。
 - ◆水の入ったバケツなどを用意しましょう。
 - ◆注意書を必ず読みましょう。
- 以上のことを守るようになしてください。
- ▽問い合わせ先
奈良県広域消防組合桜井消防署予防課（☎42-4119）【消防署】

平成26年全国消費実態調査
「みんなの家計簿で、消費の未来を描きます」

全国消費実態調査は、本年9月～11月の3か月間、みなさんに家計簿へ収入と支出を記入していただくことで国民生活の実態を明らかにする調査です。調査結果は、家計の実態を種々の角度から分析し、都道府県や県内を複数のブロックに分けた地域別に、消費の未来を描くために用います。

7月中旬頃から対象地区に調査員がリーフレット（ご案内）の配布と事前調査のために訪問しますので、ご協力よろしくお願ひします。

【商工振興課】

水道メーター取替えのお願い

上下水道部では、7月1日（火）から20日（日）にかけて、次の地域で水道メーターの取替えを行います。ご協力お願ひします。

▽取替え予定区域

谷の一部・戒重の一部・安倍木材団地1丁目の一部・安倍木材団地2丁目の一

夏休み中のコミュニケーションバ
ス運行状況について

7月19日（土）～8月31日（日）の夏休み期間中は、次の通り特別ダイヤで運行します。注意してください。

- ◎朝倉台線：平日ダイヤ（土日祝は運休）
- ◎多武峯線：土日祝日ダイヤ
- ◎桜井初瀬線：学校休校日ダイヤ

【行政経営課】

アイヌのみなさんのための
全国一斉電話相談を受付けています

▽受付期間
平成27年3月31日まで。平日・土曜の午前10時～午後5時。（日曜、祝日、8月10日～17日、12月27日～1月4日は休み。）

【相談専用フリーダイヤル】

0120-771-208 ※相談無料、匿名可、秘密厳守

【人権施策課】

募集



録音ボランティア「虹の会」
会員募集

録音ボランティア「虹の会」では、視覚障がいの人のために録音活動を一緒にしてもらえらる人を募集しています。

広報紙・録音図書等をテープ・CDに録音して視覚障がいの人に届けています。

いつでも入会可能です。録音に関心のある人は、気軽に連絡してください。

▽問い合わせ先 市ボランティアセンター (☎42・2724) **【社会福祉課】**

桜井市生活学校参加者募集

桜井市生活学校は桜井市の発展と生活の向上、メンバーのコミュニケーションをはかり友だち作りなどの活動を行っています。現在70名のメンバーがおり、県内外で様々な学習会を行っています。今回「EM石けん」とぼかしの

実習」の参加者を募集します。

▽日時 7月27日(日)・28日(月) 午後1時～3時

▽場所 芝集会所

▽講師 野村雅英さん

▽参加費 300円

▽申込・問い合わせ先 7月15日(火)までに小西委員

長(☎43・1415)へ。

▽主催 桜井市生活学級 **【社会教育課】**

「犯罪被害者支援」の
ボランティア募集

犯罪被害者支援に携わるボランティア支援員(第8期)を募集します。

▽募集期間 7月1日(火)～31日(木)

▽募集人員 20名程度

▽応募資格

- ・奈良県内在住の成人
- ・性別、職業、学歴は問いません。
- ・犯罪被害者等の支援活動の趣旨に賛同し、ボランティアとして参加できる人。

▽選考 応募された人には、書類選考の上、面接を行います。

▽講習 支援活動に必要な知識等を習得するため、一定の講座を受講していただき

ます。期間は、8月29日(金)～11月28日(金)の予定。(原則として毎週金曜日の午後1時～4時ごろ、概ね90分2コマ講義形式)

▽申込・問い合わせ先 公益社団法人なら犯罪被害者支援センター事務局(〒630・8215奈良市東向中町6奈良県経済倶楽部経済会館4階☎0742・26・6935(月曜・金曜の午前10時～午後4時、祝日除く)) **【人権施策課】**

女性消防団員募集

桜井市消防団では、地域の安全・安心を守っていただける女性消防団員を募集しています。現在12名の団員が、女性ならではの優しさ・気配りで「災害に強いまちづくり」を目指して活動しています。あなたも一緒に活動しませんか。

- ① 火災予防・地域防災に関する広報、指導
- ② 応急手当の普及活動
- ③ 消防団・消防署が行う主要行事への参加

自衛官募集

種目	資格	受付期間	試験期日
自衛官候補生	18歳以上 27歳未満 の男女	男子 問い合わせ てください。	受付時にお知らせ します。 9月28日
		女子 8月1日 ～9月9日	
一般曹候補生	18歳以上 27歳未満 の男女	8月1日 ～9月9日	1次 9月20日 2次 10月12日
航空学生	高卒(見込 含)21歳 未満の男女	8月1日 ～9月9日	1次 9月23日 2次 10月18日～ 23日(内1日) 3次 11月15日～ 12月18日(内1日)

詳しくは、自衛隊天理募集案内所(☎0743・63・2540・ホームページ <http://www.mod.go.jp/pco/nara>・Eメール hq1-nara@pco.mod.go.jp)まで。 **【市民課】**

- ④ 災害時の後方支援
- ▽応募資格 市内在住で18歳以上45歳未満の健康な女性
- ▽応募方法 入団申請書(危機管理課で受け取るか、ホームページ内「募集情報」からダウンロード)に必要な事項を記入し、直接持参(平日午前8時30分～午後5時15分受付)または郵送。
- ▽応募締切日 7月11日(金)
- ▽申込・問い合わせ先 危機管理課消防団係(☎42・9111内線308) **【危機管理課】**

児童虐待と思ったらすぐお電話を!
児童相談所全国共通ダイヤル
 ☎ 0570-064-000 (24時間対応)
 「キッズ」SOS事務局(桜井市役所児童福祉課)
 月～金曜日 午前9時～午後5時
 ☎ 0744-42-9111 内線 213・296
 児童家庭支援センターあすか
 休日、夜間の午後5時～翌朝9時も対応します
 ☎ 0744-44-5800
 緊急時: 桜井警察署 ☎ 0744-46-0110

毎月1日は
「桜井安全・安心の日」
です
【危機管理課】

今月の市税・保険料

納期限は7月31日(木)です。

※納め忘れのないように、注意してください。

市税

■固定・都計税〈2期分〉

保険税

■国民健康保険税〈1括・1期分〉

保険料

■介護保険料〈1期分〉

■後期高齢者医療保険料〈1期分〉

《 無 料 相 談 コ ー ナ ー 》

相 談	内 容	日 時	場 所	予 約	申 込 ・ 問 い 合 わ せ 先
中南和法律相談センター 法律相談	日常お困りの法律問題 (予約面談制) 〈先着6名・各30分間〉	毎週火曜日 (祝日は除く) 13:00～16:00	市役所 2階 相談室	要	相談日の1週間前の火曜日の午前9時30分から電話で奈良弁護士会へ。 (☎0742-22-2035)【市民協働課】
※火曜日以外にも他会場での相談窓口があります。詳しくは奈良弁護士会へお問い合わせください。					
無料法律相談	弁護士による法律相談 (予約面談制)〈市内在住・先着7名・各25分間〉	7月10日(木) 13:00～16:00	市役所 2階 相談室	要	7月1日(火)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。 (☎42-9111内線534)【市民協働課】
※無料法律相談は市内在住者で、今までに無料法律相談を受けていない人のみ利用できます。					
司法書士による法律相談	借金問題、土地建物・会社法人の登記、相続、遺言などの相談(予約面談制) 〈先着5名・各40分間〉	①7月11日(金) 13:00～16:20 ②7月24日(木) 13:00～16:20	市役所 2階 相談室	要	①7月2日(水)午前8時30分以降 ②7月9日(水)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。 (☎42-9111内線534)【市民協働課】
税理士による税務相談	税金についての相談(予約面談制) 〈先着5名・各30分間〉	7月16日(水) 13:00～16:00	市役所 2階 相談室	要	7月3日(木)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。 (☎42-9111内線534)【市民協働課】
※税理士(税理士法人)に依頼されている人は利用できません。					
行政書士による法務相談	営業許可、帰化など身分に関する事、近隣トラブルなどの相談(予約面談制) 〈先着5名・各40分間〉	7月25日(金) 13:00～16:20	市役所 2階 相談室	要	7月11日(金)午前8時30分以降に電話で市民協働課市民生活係へ。 (☎42-9111内線534)【市民協働課】
消費生活相談	消費(買物・契約等)・多重債務などの相談	毎週火・木・金曜日 (祝日は除く) 10:00～16:00	市役所1階 消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係 (☎42-9111内線534)【市民協働課】
行政相談	行政に関する相談	7月9日(水) 13:00～16:00	市役所1階 消費生活相談室	不要	市民協働課市民生活係 (☎42-9111内線534)【市民協働課】
※予約は不要ですが、当日に受付が必要ですので、市民生活係までお越しください。					
福祉の『心配ごと相談』	日常生活における様々な悩みごとや心配ごとなどの相談	毎週木曜日 10:00～15:00	福祉センター分館	不要	相談日には電話相談(☎42-6804)も行います。【社会福祉協議会】
若者自立のための相談会	高校中退者・ニート・引きこもりなどの相談	7月1日～31日 (日・祝日除く) 9:00～18:00	桜井駅前 南口エルト 桜井2階	不要	若者サポートステーションやまと (☎44-2055)【商工振興課】
人権擁護委員会による『悩みごと相談』	人権に関わる様々な悩みごと	7月16日(水) 13:00～16:00	市役所1階 消費生活相談室	不要	人権施策課人権係 (☎42-9111内線561)【人権施策課】
女性相談	女性の様々な問題や悩み(夫婦・育児・介護・ドメスティックバイオレンスなど)	7月28日(月) 面接相談 12:30～15:00 電話相談 10:00～11:30	市役所1階 消費生活相談室 ☎42-9111 (内線564)	要 不要	相談日の午前中までに人権施策課男女共同参画係へ。 (☎42-9111内線564) ◎匿名での相談も可。【人権施策課】

催し・市内



**第50回
ランチタイムコンサート**

- ▽日時 7月10日(木)
午後0時15分～0時45分
- ▽場所 市民会館ロビー
- ▽内容 ピアノ名曲集
- ▽出演者 梶美保さん・松永圭子さん・三浦潤子さん
- ▽費用 無料
- ▽問い合わせ先 文化を考える桜井市民の会(☎090・6751・5708)

さくらショップ 開催
～市内福祉施設で作られたもの、販売します～

- ▽日時 7月10日(木)
午後0時45分～1時30分
- ▽場所 市民会館ロビー
- ※入場無料・予約不要
- ▽問い合わせ先 社会福祉課 障害福祉係(☎42・9111 内線273)

【社会福祉課】

**わくわく子ども工作教室
～夏休みに親子で作ろう～**

- ①一輪さしを作ろう(陶芸)
- ②勾玉を作ろう
- ③ソーラーカーを作ろう
- ▽日時 ①7月27日(日)
②8月10日(日) ③8月23日(土) 時間はすべて午前10時～正午
- ▽場所 中央公民館研修室等
- ▽対象 市内在住の小学生とその保護者
- ▽募集人数 15組(先着順)
- ▽材料費 ①1,000円②430円③1,200円
- ▽申込期間 7月2日(水)～18日(金)
- ▽申込方法 材料費をそえて中央公民館窓口へ。
- ※電話申込みはできません。
- ※月・火曜日は休館です。
- ▽申込・問い合わせ先 中央公民館(☎45・0965)

子ども文化財教室

- 夏休みに市内小学生を対象とした文化財教室を2日間開催します。
- ▽日時 7月24日(木)・25日

(金) 午前10時～午後4時

- ・1日目 開講式・バックヤードツアー・展示見学・土器洗い・接合・写真撮影
- ・2日目 測量体験(屋外で行います)・勾玉・管玉・小玉づくり・閉講式
- ▽場所 市立埋蔵文化財センター(芝運動公園内)
- ▽対象 小学4～6年生
- ▽定員 先着20人
- ▽参加費 500円(材料費・保険料)
- ▽持ち物 弁当・水筒・筆記用具・帽子・汚れてもよい服装
- ▽申込方法 往復ハガキに①住所②氏名③学校名④学年⑤電話番号を記入の上、桜井市立埋蔵文化財センター(〒633・0074 大字芝58・2 ☎42・6005)まで、折り返し参加証を送付します。
- ※往復ハガキは参加者1人につき1枚でお願いします。
- 電話・FAXでの申込みはできません。

【文化財課】

市児童・生徒木工工作教室

- ▽日時 8月3日(日)
午前10時～午後4時

発掘調査速報展 20 50cm下の桜井

昨年度に桜井市内で行った発掘調査の出土品を、市立埋蔵文化財センターで展示しています。

- ▷期間 9月28日(日)まで
- ▷開館時間 午前9時～午後4時30分(入館は4時まで)
- ▷入館料 一般200円、小中学生100円(団体20名以上で一般150円、小中学生50円)

※桜井市内の小・中学生は無料です。

- ▷休館日 毎週月・火曜(祝日の場合は開館)、7/23、9/17、9/24

☆関連イベント 発掘調査報告会

速報展で展示中の纏向遺跡、大藤原京関連遺跡、高田遺跡の発掘調査でわかった最新の成果を報告します。報告会後に発掘調査担当者が展示解説を行います。

- ▷日時 9月27日(土) 午後1時30分～3時30分
- ▷場所 市立埋蔵文化財センター2階多目的室
- ▷問い合わせ先 桜井市立埋蔵文化財センター(☎42-6005)

※事前申込みは不要ですが、聴講には入館料が必要です。【文化財課】

- ▽場所 木材振興センターあるぼるイベントホール
- ▽対象者 原則として市内に在住する児童・生徒とその保護者
- ▽材料・道具 材料：主催者が現地で提供します。(個人持ち込み可) 道具：釘、ボンド、ヤスリ等簡単な道具は会場にあります。ただし、ノコギリ・カナヅチは数に限りがあります。

- ますので、名前を記入し持ち込んでください。
- ※当日できあがった作品の保管は一切できませんので各人持ち帰ってください。
- ※工作機械は使用できません。
- ※道具使用後の返却および後片付けをお願いします。
- ▽問い合わせ先 桜井木材協同組合青年経営者協議会事務局(☎42・3535)

【学校教育課】

差別をなくす市民集会

▽日時 7月5日(土)
午後1時30分開会
▽場所 桜井市民会館
▽テーマ 自分らしく生きて
いこう〜体は男性、心は女
性という運命に翻弄されな
がら〜

▽講師 地元桜井市出身の歌
手・モデル麻倉ケイトさん
▽費用 無料
※手話通訳・要約筆記あり。

「さくらいピアノフェスタ」
開催!

あこがれのピアノ「スタイ
ンウェイ」の演奏者を一般募
集。1組10分間思い思いの楽
曲をリレー形式で演奏しま
す。

また、「mom's piano」の
ミニコンサートをお楽しみ
いただけます。

▽日時 7月21日(月・祝)
開場・午後1時
開演・午後1時30分
▽場所 市民会館ホール
▽費用 無料
▽申込 不要

▽問い合わせ先 市民会館
(☎45・0964)
※月・火曜日を除く午前9時
〜午後5時 【市民会館】

市観光協会主催事業

①万葉講座

▽演題 こもりくの泊瀬
▽講師 井上さやかさん
▽日時 7月10日(木)
午前10時〜正午

▽開催場所 市立図書館
▽費用 300円

▽申込締切日 7月3日(木)
▽申込方法 電話またはFAX
Xで①住所②氏名③年齢④

性別⑤電話番号⑥参加人
数を記入の上、市観光協
会(〒633・0063大
字川合260・2商工会館
内)まで。

▽問い合わせ先 市観光協会
(☎・FAX42・7530)

②万葉ゆかりの地 味酒三輪
の里を歩くハイキング
市観光ボランティアガイド
の会のメンバーが三輪の町の
隠れた魅力をご案内します。

▽日時 7月20日(日)
※予約不要

▽集合時間・場所
午前9時45分・JR三輪駅前

▽費用 無料
▽コース(約3km)
三輪駅↓大神神社↓大美和
の杜展望台↓三輪茶屋跡↓
恵比須神社↓古い商家街並
み↓三輪駅(正午頃解散)

▽問い合わせ先 市観光協会
(☎・FAX42・7530)

桜井本町通・周辺まちづく
り協議会主催
活き活き講座

◆インターネットにおける物
の売り方と集客

▽講師 瀧野太郎さん
(IT起業家)

▽日時 7月18日(金)
午後7時〜

▽場所 桜井本町通り2丁目
たまり場(旧マエダふとん
店)

▽申込締切日 7月12日(土)
▽申込・問い合わせ先 電
話で、三宅嘉彦(大字桜

井1000ヘアーモード
サロンミヤケ☎090・
3050・0771)へ申
込んでください。

第12回

みんな森で遊ぼう!

鎮守の森の体験塾。遊びを
とおして自然や歴史に親し

み、森の不思議をみつけよ
う!
▽日時 8月2日(土)
午前9時30分〜午後4時
(雨天決行)

▽集合時間・場所 午前9時
大神神社大礼記念館前

▽開催場所 大神神社境内お
よび大礼記念館(昭和の間)

▽対象 小学生
(保護者の参加も可)

▽費用 無料
(保護者は300円)

▽定員 50名(申込先着順)

▽内容 ①ネイチャーゲーム
②植物オリエンテーリング
③おもしろ歴史教室④クラ
フト教室(紙あんどん作り)

▽持ち物 弁当、水筒、筆記
用具、雨具(腕時計を持っ
ている人は持参してくださ
い)

▽申込方法 郵送またはFAX
Xで住所・参加者氏名・保
護者氏名・電話番号・FAX
X番号・小学校名・学年を

記入の上、森とふれあう市
民の会事務局(〒633・
0001大字三輪512三
輪座内・FAX49・3831)
まで。

▽問い合わせ先 森とふれ
あう市民の会事務局川端
(☎090・3281・

1706)

【観光まちづくり課】

パソコン相談室

パソコンの基礎的な操作に
ついて、何でも自由に相談で
きます。(1組30分程度)

事前予約が必要になります
ので、連絡をお願いします。

▽日時 7月26日(土)、8
月9日(土)、23日(土)、
9月6日(土) 午前9時30
分〜11時30分

(日時・時間指定できません。)

▽場所 中央公民館1階研修
室

▽講師 本野泰謙さん

▽持ち物 パソコン

▽定員 各日約4組

▽参加費 無料

▽予約方法 7月1日(火)
より予約受付開始。相談希
望日・時間・氏名を次の連
絡先までお願いします。

※日時・時間は先着順になり
ます。定員が埋まり次第終
了します。

▽予約・問い合わせ先 社会
教育課(☎42・9111内
線608) 【社会教育課】

催し・市外



「ガールスカウト一日キャンプ体験」
 one day チャレンジ!

- ▽日時 7月20日(日) 午前10時～午後8時(小雨決行)
- ▽会場 平成榛原子供のもり公園(宇陀市)
- ▽持ち物 水筒、雨具、タオル、帽子、活動しやすい服装
- ▽対象 就学一年前～小学3年生の子どもとその保護者10組(先着順)
- ▽参加費 1人あたり1,000円(保険・昼食・夕食含む)
- ▽申込締切 7月4日(金)
- ▽申込・問い合わせ先 中野(☎・FAX 47-78118)
- ▽主催 ガールスカウト40団

熊野大花火大会
 観覧バスツアー

友好都市三重県熊野市訪問と花火大会の見学者を募集します。

- ▽日時 8月17日(日) 午前8時30分～翌日の午前3時頃
- ※雨天順延8月18日(月)
- ▽集合時間・場所 午前8時30分・桜井市役所玄関前
- ▽費用 大人・小人共9,900円(昼食・夕食弁当代含む)
- ▽募集期間 7月1日(火)～15日(火)(当日消印有効)
- ▽申込方法 往復ハガキに①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号を記入の上、市観光協会(〒633-0063 大字川合260-2 商工会館内)まで。
- ▽問い合わせ先 市観光協会(☎42-7530)

【観光まちづくり課】

中小企業「職場見学・職業体験」参加者募集

- 就職につなげるための職場見学・職業体験をしてみませんか。県内中小企業を中心に様々な業種への職場見学・職業体験ができます。
- 参加費は無料です。(交通費等は自己負担)
- ▽日時 6月～平成27年2月の間
- ・職場見学 1日

親子 de ふれあいセミナーを開催します！

●第3回

- ▷テーマ 科学「ロボットを作ろう」
- ▷講師 奈良工業高等専門学校准教授 玉木隆夫さんほか
- ▷日時 7月26日(土) 午後1時～3時30分
- ▷場所 中央公民館 大会議室
- ▷対象 小学校4年生から6年生までの子どもと保護者

★奈良工業高等専門学校のスタッフがお手伝いします！
 気軽に参加してください。

- ▷定員 15組
- ▷材料費 2,600円

●第4回

- ▷テーマ 切り絵「楽しい形を作ろう」
- ▷講師 ふるさと元気村 江本幸雄さん
- ▷日時 8月18日(月) 午前10時～11時30分
- ▷場所 中央公民館 美術工芸室
- ▷対象 小学校1年生から6年生までの子どもと保護者
- ▷定員 15組

▷材料費 500円 ※材料費は見込み金額です。

▷申込方法 ハガキまたはFAX、Eメールに①講座名「親子deふれあいセミナー第〇回」②住所③氏名(ふりがな)(子どもと保護者とも)④電話番号を記入のうえ、7月14日(月)までに、下記申込先へ。

※申込多数の場合は、抽選となります。

※電話での申し込みはできません。

▷申込・問い合わせ先 社会教育課(〒633-8585 大字粟殿202・☎42-9111 内線608・FAX 45-0962・Eメール ky-shakai@city.sakurai.nara.jp)

【社会教育課】

- ・職業体験 約1週間
- ▽対象 35歳以下の未就職者
- ・職場見学 25名
- ・職業体験 20名
- ※定員を超える場合は抽選
- ▽申請 FAXかハガキで、住所、氏名(ふりがな)、年齢、性別、電話番号、希望職種を記入のうえ、次まで申込んでください。
- ▽問い合わせ先 ならジョブカフェ(一社) 奈良経済産業協会(☎0742-202210 FAX 0742-202215)

- ▽対象 仕事を探している人(③のみ概ね40歳未満)
- ▽定員 ①②③16名
- ▽訓練期間 9月2日～平成

ハローワークで求職活動されている方へ！★就職率84.6%(H24実績)★

ポリテクセンター奈良では、近日開講科の受講生を募集しています。

- ▽訓練科名 ①機械CAD科
- ②住宅リフォーム技術科
- ③企業実習付CAD/NC技術科
- ▽対象 仕事を探している人(③のみ概ね40歳未満)
- ▽定員 ①②③16名
- ▽訓練期間 9月2日～平成
- ▽募集期間 6月30日～8月1日
- ▽問い合わせ先 ポリテクセンター奈良(☎22-5226)
- 【商工振興課】

27年2月27日(③は平成27年3月26日まで)

▽訓練場所 ポリテクセンター1奈良(橿原市城殿町433) ※無料駐車場あり

▽費用 無料(教科書代等は実費負担)

▽問い合わせ先 ポリテクセンター奈良(☎22-5226)

CO₂削減／ライトダウンキャンペーン
7月7日は「クールアース・デー」です！

環境省では、地球温暖化防止のため、6月21日（夏至の日）～7月7日（七夕の日）の期間に、ライトアップ施設や家庭の電気を消してもらおうと呼びかける「CO₂削減／ライトダウンキャンペーン」を実施しています。



2008年に北海道洞爺湖サミットが七夕の日で開催されたことにちなみ、7月7日は、みんなで地球温暖化対策を考える日「クールアース・デー」とされました。

7日の夜8時～10時の2時間、家庭の電気を消して、天の川を見ながら地球環境の大切さを家族みんなで再確認してみてください。市民のみなさんもこのキャンペーンにご協力をお願いします！

【環境部】

サマージャンボ宝くじ（市町村振興宝くじ）発売！～お買い求めは奈良県内で～

サマージャンボ宝くじ・サマージャンボミニ 6000万が7月4日（金）より発売されます。



この宝くじの収益金は県内市町村の明るいまちづくりや環境対策、高齢化対策など地域のみなさんの福祉向上のために使われます。地域の収益金増収のため、宝くじはぜひ県内の宝くじ売場でお買い求めください。

- ▷発売期間 7月4日（金）～25日（金）
- ▷当せん金 サマージャンボ：1等前後賞合わせて6億円、サマージャンボミニ6000万：1等6,000万円×90本
- ▷販売価格 1枚300円
- ▷問い合わせ先 公益財団法人奈良県市町村振興協会（☎29-8256）【財政課】

スポーツのコーナー

【総合体育館 ☎45-0906 <http://www.net-taikyo.com>】

芝運動公園内体育施設
開場のお知らせ

7月30日（水）夜間と31日（木）は、行事のため全施設閉場します。

芝運動公園・市民プール開場のお知らせ

▽開場期間 7月12日（土）、13日（日）、19日（土）～8月24日（日）

▽開場時間
・午前の部 9時30分～正午
・午後の部 1時～5時
※7月23日（水）～25日（金）28日（月）29日（火）の午前中は、小学生水泳教室のため一般利用はできません。
※8月2日（土）は行事のため一般利用はできません。



市民プールの利用について

50mプール（水深130cm～150cm）は安全管理上、小学生以下の子どもは、保護者が共に遊泳されない場合は利用できませんので注意してください。また、イルカやシャチ型等の大型（1m以上）の浮き具の使用は禁止です。その他、市民プール利用にあたっては、「利用注意事項等」を遵守の上、利用してください。

市民・小学生水泳記録会

▽日時 8月2日（土）
午前9時受付開始
▽場所 市民プール
▽種目 ①小学生の部

第193回市歩こう会

宇治田原道散策
▽日時 7月27日（日）
午前8時 桜井駅北口集合
▽コース（約9km）
桜井駅↓JR宇治駅↓維中前↓禅定寺↓城山城跡↓猿丸神社↓建藤↓維中前↓JR宇治駅
▽参加費 200円
▽申込締切 7月23日（水）

犬の飼い主のみなさんへお願い

犬のしつけやフンの処理は飼い主のマナーです。一人のマナーの低下により、周囲には多大な迷惑がかかります。犬の散歩時にはフンを処理する道具を持参し、飼い主が責任を持って後片付けをしましょう。また、犬・猫のご相談などは、動物愛護センター（☎0745-83-2631）へお問い合わせください。





自分らしく生きる・・・

奈良県では、同和問題をはじめ、在日外国人問題や高齢者問題、障害者問題などの撲滅に向け、毎年7月を『差別をなくす強調月間』と位置づけており、県内各地域では様々な取組が行われています。

桜井市においては、今年の強調月間に行う市民集会に、地元桜井市出身の歌手・モデルとして活躍されている麻倉ケイトさんを講師にお招きし、『自分らしく生きていく』をテーマに講演していただきます。

ます。

麻倉ケイトさんは、「小学2年生の時、体は男性、心は女性という『性同一性障害』に気づきながらも、本心を隠し男性歌手として活動してきました。7年前、テレビ出演の際に歌った曲『ARCHAID SMILE』の反響がきっかけで、翌年カミングアウトしました。その後、去勢手術を受け、現在も歌手・花嫁モデルとして活動し、講演活動も行っています。」と語っています。

性別の不一致から、悩んだり、落ち込んだり、気持ち不安定になることもありま

す。そのために周囲から与えられた無理解・差別・偏見、あるいはその結果としての対人恐怖の傾向や人間不信や引きこもりなどにより、学校や職場、地域で受け入れられない状況がおこってきます。

自分の生活や日常の出会いと深く関係している「人権」は、すべての人に理解され大切にされなければなりません。そのためにも、「性同一性障害」についての関心と理解を深めていくことが求められます。今年「市民集会」にもたくさんのご参加をお待ちしています。【人権施策課】



特別障害給付金の請求はお早めに！

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等の受給権がない障がい者のために、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が平成17年4月1日に始まりました。

《対象者》

国民年金任意加入対象期間に国民年金に加入していなかった人で、その対象期間内に障がいの原因となった病気やけがの初診日があり、現在、障害基礎年金1級・2級相当の障がいの状態にある人。

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを受給することができる人は対象となりません。

※国民年金任意加入対象期間とは・・・

- ・昭和61年3月31日以前に厚生年金等の被用者年金制度に加入（または受給等）していた人の配偶者であった期間
- ・平成3年3月31日以前に学生であった期間

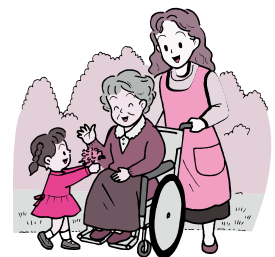
《支給額》

障害基礎年金の1級に該当する方	月額 49,700円（平成26年度）
障害基礎年金の2級に該当する方	月額 39,760円（平成26年度）

※障害者手帳の等級とは異なります。

※受給要件については制限がありますので、詳細は問い合わせてください。

▷問い合わせ先 桜井年金事務所（☎42-0033）



【保険医療課】



5/14 「桜井高校家庭クラブ、感謝の気持ち訪問」

桜井高校家庭クラブでは、市内の公共施設を訪問して日頃の感謝を伝える取り組みを行っており、今回初めて市長にも手作りのケーキとメッセージカードを手渡し、感謝の気持ちと言葉を伝えました。

市長は、「地元高校のみなさんも、日頃から地域へ貢献していただいていることを大変うれしく思います。今回お会いできるのを楽しみにしていました。」と応えました。

「関空旅博2014に参加！」

関西国際空港のイベント広場で、第10回目を迎えた旅行フェスティバル「関空旅博2014」が開催されました。国内外の旅行会社や世界のグルメなどのブースが集まる中で、桜井市も桜井宇陀広域連合や天理市・東吉野村と合同で観光アピールをしました。

ひみこちゃんもイベント広場やステージ上から、集まったたくさんの人たちに桜井市の魅力を知ってもらおうと一生懸命にPR活動をしてきました。

5/24.25



6/3～17 「大和さくらい100選パネル展を実施」



昨年度に公募を行い、桜井記紀万葉プロジェクト推進協議会が市民目線で選定した「大和さくらい100選」から30の場所やものを選んで、市役所1階のロビーにおいてパネル展を行いました。

期間中に市役所を訪れた人は、市内のビューポイントや伝統行事の紹介パネルに興味深そうに見ていました。

今後も様々なイベントでパネル展示をしたり、選定地に案内プレートを設置し、桜井の誇りあるものとして広報していく予定です。

「ふれあい福祉まつりを開催しました」

今年で9回目になる市民ふれあい福祉まつりが市民体育館で行われ、パネル展示や体験コーナー、福祉施設で作られたものを販売するコーナーは、多くの人で賑わいました。

また、福祉施設に通うみなさんと一緒にダンスを踊ったり、手話を使つてのクイズや和太鼓演奏、巨大紙相撲といったイベントも行われ、参加した人たちは楽しいひと時を過ごしていました。

6/7



広告掲載枠

◇市民の動き◇ 平成 26 年 5 月 30 日現在（前月比）
〈人口 59,499 人 (-26)〉〈男 28,334 人 (-6)〉〈女 31,165 人 (-20)〉〈世帯数 24,148 世帯 (+10)〉
桜井市ホームページアドレス <http://www.city.sakurai.nara.jp>